

目 次  
第1号（5月15日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	4
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
町長提出第77号議案 .....	5
町長提出第78号議案 .....	9
町長提出第79号議案 .....	9
町長提出第80号議案 .....	16
町長提出第81号議案 .....	23
町長提出第82号議案 .....	31
町長提出報告第1号 .....	32
町長提出報告第2号 .....	36
町長提出報告第3号 .....	37
閉 会 .....	38
署 名 .....	39

津和野町告示第45号

平成31年第3回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成31年4月26日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成31年5月15日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君  
川田 剛君  
板垣 敬司君

米澤 宏文君  
道信 俊昭君  
丁 泰仁君

御手洗 剛君  
寺戸 昌子君  
岡田 克也君

三浦 英治君  
後山 幸次君  
沖田 守君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和元年 第3回（臨時）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第1日）  
令和元年5月15日（水曜日）

---

議事日程（第1号）

令和元年5月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第77号議案 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度津和野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第4 町長提出第78号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第5 町長提出第79号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第80号議案 事業契約の締結について
- 日程第7 町長提出第81号議案 津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理  
に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第82号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 町長提出報告第1号 平成30年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計  
算書の報告について
- 日程第10 町長提出報告第2号 平成30年度津和野町下水道事業特別会計繰越明  
許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 町長提出報告第3号 平成30年度津和野町水道事業会計予算繰越計  
算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第77号議案 専決処分の承認を求めることについて  
平成30年度津和野町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第4 町長提出第78号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第5 町長提出第79号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第80号議案 事業契約の締結について
- 日程第7 町長提出第81号議案 津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理  
に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第82号議案 平成31年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 町長提出報告第1号 平成30年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計  
算書の報告について
- 日程第10 町長提出報告第2号 平成30年度津和野町下水道事業特別会計繰越明  
許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 町長提出報告第3号 平成30年度津和野町水道事業会計予算繰越計  
算書の報告について

---

出席議員(12名)

1番	草田 吉丸君	2番	米澤 宥文君
3番	川田 剛君	4番	道信 俊昭君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君  
教育長 …………… 世良 清美君 総務財政課長 …………… 岩本 要二君

税務住民課長	……………	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	……………			内藤 雅義君	
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	清水 浩志君	建設課長	……………	益井 仁志君
教育次長	……………	齋藤 道夫君	会計管理者	……………	青木早知枝君

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） 改めて、おはようございます。

元号もかわって初めての臨時議会ではありますが、既に御承知のように、先般、吉賀町七日市地内で、民家16棟を焼失するという大変な火災が発生いたしました。余り詳しい状況は私は存じておりませんが、話を聞くところによりますと、かなり消火にも時間がかかったというような地域住民からの声は人づてに伝わってまいりましたが、いずれにしても、七日市の吉賀高校がある周辺でありますから、大変な騒動であったんだろうと思います。真昼の火事であれだけの大災害になるというのは予測もできなかったわけではありますが、益田消防を初め、広域消防から津和野町の消防も応援に駆けつけたという、こういう状況であります。大変な火災でありました。

本町でも、いつどこでどういう形で火災が発生するかわからないという、こういう状況でありますから、十分に気をつけたいと思います。

それでは、本日ここに令和元年第3回津和野町議会臨時会が招集されまして、議員各位にはおそろいでお出かけをいただいております。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第3回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、米澤宥文君、3番、川田剛君を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第77号専決処分の承認を求めることについて、平成30年度津和野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

先ほど、開会前に町長からお断りのお話もございましたが、これから提案理由の説明を求めてまいりたいと思います。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案いたします案件は、専決処分案件3件、契約案件1件、条例案件1件、補正予算案件1件、報告案件3件の合計9案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第77号専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成30年度津和野町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第77号を御説明いたします。

このたびの専決補正は、都市再生整備事業補助金の交付決定額の計上漏れに伴い、3月29日付で専決処分をしたものでございます。

まず、4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。変更でございますが、商工費の歴史的風致維持向上事業でございますが、事業費の計上漏れがあり、1億755万6,000円を増額計上するものでございます。終期は令和元年12月末を予定しております。

次に、土木費の町道新設改良事業でございますが、町道福谷線の落石対策事業費の計上漏れがあり、594万円を増額計上するものでございます。終期は令和元年12月末を予定しております。

それでは、5ページをごらんください。

第3表地方債補正の変更でございます。総額で6,510万円の減額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、12ページをお開きください。

商工費の歴史的風致維持向上事業費でございますが、都市再生整備事業費補助金交付決定に伴う財源振替を計上しております。

1枚めくっていただきまして、予備費でございますが、予算調整といたしまして23万6,000円を増額計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

国庫支出金の商工費国庫補助金でございますが、都市再生整備事業費補助金の交付決定に伴い、6,533万6,000円を増額計上しております。

商工債の過疎対策事業債といたしまして、都市再生整備事業費補助金の交付決定に伴い、観光施設整備事業6,510万円を減額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、二つの課の繰越明許が上げてなかったということでございますけれども、特に商工観光課においては、1億755万円という多額の金額が上がってなかったわけでありますが、どういう経緯でそうなったのか、どこに問題点があったのか、今後の改善点、それを商工観光課、建設課ともにお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。

先ほど、町長からもございましたが、今回このような事態を引き起こすということになりまして、商工観光課の担当課長としまして本当におわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

議員さんから御質問のございました経緯でございますが、3月議会におきまして繰越限度額の承認につきましては、国の期間延長に係る承認をいただいた上ということで、繰り越しについての承認をいただいたとでございます。その際に計上しました金額が、3,267万1,000円ということで計上したわけでございますが、これにつきましてそれぞれ工事費、委託料、補償及び賠償金また役務費という部分についての総額を計算する上で、計算をした金額と、実際に今回その上で計算した金額につきましては、1億四千、正確には22万7,000円でございますが、それは計算段階でミスをするということで、3,267万1,000という形で計上してしまったという、いわゆるケアレスミスと申しましょるか、転記ミスと申しましょるか、そういった形のミスとなっております。

現在、商工観光課におきましても、さまざまな事業を展開する中で、特にハード事業あたりもかなりの件数を持って、技師が1名で対応しておるということもでございます。そういう部分もございまして、一昨年ぐらいからですが、総合窓口においても職員について、工事の事務等については、それぞれ担当を分けて、さまざまな業務を含めてでございますが、一緒になって担当してやってもらおうという形で業務を進めております。ということで、総合窓口の職員につきましても、将来的にはほかの課に行ってもいろん

な業務がさっとできるように、そういうスキルアップも含めて考えてやっていこうではないかということで、各職員も前向きに考えてもらって協力をしてもらっている中で、2人体制というような形で進めさせてもらっておるところでございます。そういった部分では、大変、担当課長としても助かっておるところで、その部分については職員に感謝をしておるところでございますが、ただ今回、この2人体制の中で連携をしながらこの繰越額の算定をする中で、2人の連携の中でのちょっとミスが出たということでございます。最終的に仕上げた段階が土曜日であったというようなこともありまして、十分な連絡もとれなかった部分もあったというようなことも聞いております。その上で、本来はその金額を担当課長のほうがより精査をして確認をした上で、きっちり財政のほうへ報告するということが必要であったわけでございますが、その確認の段階でも私の確認が十分でなかったということでございまして、このような事態を起こしてしまったということでございます。

今回、こういうことを本当に反省を糧にしまして、より担当者レベルでも連携をしてきっちり精査をして確認をしていこう、さらには、財政担当課ともより連携をして、このようなミスがないようなダブルチェック、トリプルチェックというようなものをよりかけて、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

財源の確保については有って、限度額を間違えたということでございますが、大変大きな問題だと思っておりますので、今後ともこのことを踏まえて業務を取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変申しわけございませんでした。

○議長（沖田 守君） 建設課長。簡潔に説明しなさい。言いわけはいいから。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、おはようございます。

建設課のほうでございますが、そこの道路橋梁費の道路新設改良事業におきまして、8,724万ほど年度内に繰越明許として上げさせていただいております。その中には4路線ほどありまして、本来ですとこれに、委託分ですけども、先ほど総務財政課長のほうが申しましたとおり、落石対策法面測量設計業務委託というのがございまして、これを計上、のせ忘れておりましたというところが本来の理由でございます。

建設課の内部としましても、先ほど観光課長が申しましたとおり、2重、3重のチェックを今後はしまして、こういうことがないようにということで、担当課長も含めまして、もう一度手綱を締めましてチェック等していきたいというふうに思っております。

したがいまして、594万円の今回の増額ということになっております。大変申しわけございませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第4. 議案第78号

#### 日程第5. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第78号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について及び日程第5、議案第79号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についての2案件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第78号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第79号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） それでは、議案第78号の専決処分の承認を求めることについての御説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律案が、平成31年3月29日に公布され、一部の規定を除き31年4月1日に施行されました。町税条例等の改正は、それに伴う改正でございます。

それでは、主な改正箇所について御説明いたします。

改正条文の後ろについております新旧対照表をごらんください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

まず、1 ページ 3 4 条の 7 及び 3 ページ 第 7 条の 4、4 ページ 第 9 条、5 ページ 第 9 条の 2 の改正については、ふるさと納税に係る 寄附金税額控除についての改正であります。

ふるさと納税制度の見直しでは、制度の健全な発展に向けて一定のルールを設け、過度の返礼品を送付し制度の趣旨をゆがめているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう見直しがされました。具体的には返礼品の返戻割合を 3 割以下とすること、返礼品を地場産品とすること等の見直しがなされております。

今回の改正は、法律改正にあわせて改正するものであり、平成 3 1 年、令和元年 6 月 1 日から施行するものです。

続きまして、2 ページをお開きください。

附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正です。

内容は、消費税率 1 0 % が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の控除期間を 3 年延長することに伴う改正と個人住民税において、納税通知書が送付された後においても控除が適用されることとなるよう要件を廃止する改正です。平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、6 ページから 8 ページにかけての附則第 1 0 条の 2 の改正は、固定資産税の課税標準の特例についての改正で、法律改正にあわせ改正するものです。平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものであります。

9 ページ、附則第 1 0 条の 3 第 6 項の改正は、固定資産税で高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定です。この規定は、今回地方税法附則で創設されたものです。

9 ページ、1 0 条の 3 第 7 項から、1 2 ページ、一番上、第 1 3 項までの改正は、政令改正等による条例の項ずれによる改正です。附則第 1 0 条の 3 の改正については、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、1 2 ページ、第 1 条による改正のうち附則第 1 6 条軽自動車税の税率の特例、それから 2 3 ページから 2 6 ページにかけての第 2 条による改正のうち附則第 1 6 条、2 8 ページから 2 9 ページにかけての第 3 条による改正のうち附則第 1 6 条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について 3 段階で改正するものであります。第 1 条の改正では重課を平成 3 1 年度に限ったものとし、2 9 年度分の軽課を削除、第 2 条の改正では重課の規定を整備し、平成 3 2 年度及び 3 3 年度の軽課を新設、第 3 条改正では平成 3 4 年度分及び平成 3 5 年度分の軽課対象を電気自動車等に限った上で新設しています。施行日は、第 1 条改正では平成 3 1 年 4 月 1 日、第 2 条改正では平成 3 1 年、令和元年 1 0 月 1 日、第 3 条改正では平成 3 3 年、令和 3 年 4 月 1 日です。

それから、1 6 ページをお開きください。

第 1 条改正による改正のうち、附則第 1 6 条の 2 は今から関連しますんで、続いて 2 6 ページ、第 2 条改正による改正のうち附則第 1 6 条の 2、2 9 ページ 第 3 条による改

正のうち附則第16条の2の改正は、先ほど言いました附則第16条の改正に伴い、軽自動車の賦課徴収の特例について3段階で改正するものです。

第1条改正及び第3条改正は規定の整備、第2条改正は新設で、施行日は第1条改正では平成31年4月1日、第2条改正では平成31年、令和元年10月1日、第3条改正では平成33年、令和3年4月1日です。

18ページをお開きください。

第36条の2の改正は、法律改正に合わせた改正で、内容は町民税申告書記載事項の簡素化についての規定です。

その下、第36条の3の2、それから19ページ、第36条の3の3の改正は、単身児童扶養者の給与や年金の扶養親族等申告書記載事項への追加です。

21ページ、第36条の4では、第36条の2の改正に伴い、規定の整備を行います。

第36条の3の2、第36条の3の3でいう単身児童扶養者とは、子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親のことをいいます。今回、法律改正によりこういった方が対象となるようになりました。

第36条の2、3の2、3の3、4の改正は、いずれも平成32年、令和2年1月1日からの施行となります。

28ページをお開きください。

第24条の改正は、先ほど述べました単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加で、平成33年、令和3年1月1日施行です。

戻りまして21ページ、附則第15条の2の改正は、軽自動車の環境性能割の非課税についての規定で、消費税引き上げに伴う対応として、平成31年、令和元年10月1日から32年、令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率が本来1%までのものを非課税とする臨時的軽減の規定を創設しています。

22ページ、附則第15条の2の2の改正は、法律改正にあわせた改正。

23ページ、附則第15条の6の改正では、軽自動車税の環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設しています。軽自動車税の環境性能割に関する附則第15条の2、附則第15条の2の2、附則第15条の6の改正は、平成31年、令和元年10月1日施行です。

30ページをお開きください。

第4条による改正は、平成28年改正条例の改正で、第1条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の現年の特例についての規定の整備であり、施行日は平成31年4月1日です。

32ページをお開きください。

第5条による改正は、平成30年改正条例の改正で第1条、それから36ページからの附則とも法律改正にあわせての改正です。施行日は平成31年4月1日です。今回改正した点は、第13項から第16項の改正であり、これは大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴い、災害等により使用することが困難であると認められる場合の有事規定について規定したものであり、その他は所要の規定の整備を行うものであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第79号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したもので、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るものであり、具体的には軽減措置の拡充と課税限度額の引き上げとなります。

新旧対照表の第2条第2項及び第21条をごらんください。

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げるものであります。

次に、1枚めくっていただいて、新旧対照表の第21条第2号及び第3号をごらんください。

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずるべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずるべき金額を「50万円」から「51万円」に引き上げるものであります。附則として施行期日でございますが、条例公布の本年4月1日であります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第78号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 確認をさせていただきたいんですけど、単身児童扶養者ということは、婚姻を伴わずに子供さんをもうけられた方ということではないんですか。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 単身児童扶養者の件でございますが、具体的には児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていないものまたは配偶者の生死の明らかでないものをいい、この方については個人住民税が非課税となります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） ちょっと条文の中で、22ページ、23ページのところなんですけども、主語述語の解釈の部分なのかわかんないんですが、県知事はとあるんですけども、津和野町の税条例の中で県知事はとか、国交大臣の認定等に基づき判断をするというのが、町の条例での、例えば町長がとかというのはわかるんですけども、県知事がというのもこの町の税条例に入れたいといけないものなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 先ほどの22ページ、23ページの件でございますが、この環境性能割の賦課徴収については、当分の間、県知事が軽自動車税について徴収することになっておりまして、登録のほうは交通大臣のほうでの登録になりますんで、県知事とか大臣の名前が載っております。この環境性能割については、従来ある自動車取得税にかわるものでありまして、自動車、新車、中古車問わず50万円以上のものを買ったときに、購入とあわせて環境性能割を納めるものでありますので、市町村のほうで徴収というのがなかなか難しいということで、県の条例でも賦課徴収の特例を設けておりますし、ああした市町村の条例においても、そういった特例の規定を設けた上で、県が賦課徴収するというので県知事というのを載せております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

議案第79号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

---

### 日程第6. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第80号事業契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第80号でございますが、事業契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第80号について御説明をいたします。

事業契約の締結でございます。

1番目、事業名でございますが、津和野町定住推進住宅整備事業（つわの暮らし推進住宅整備）、事業場所は、津和野町部栄地内でございます。

2番目、契約の方法、総合評価一般競争入札でございます。

3番目、契約の金額、9,423万円でございます。

契約の相手方、住所、島根県鹿足郡津和野町青原777番地1、氏名、株式会社ゆとりライフ、代表取締役、長嶺近人でございます。

事業内容につきましては、施設の設計、建設、維持管理及び運営に関する業務。

6番目、事業期間につきましては、津和野町議会の議決の日から令和27年3月31日まででございます。

1枚めくっていただきまして、資料1につきましては事業の仮契約書を添付させていただいております。資料2が事業契約の内容ということで、このつわの暮らし推進住宅の畑迫の部栄地内。

この整備につきましては、平成30年の5月に4棟で、当初、定住推進住宅の整備に関する実施方針を公表をさせていただきました。

事業者の募集については、参加表明を平成30年8月20日に行いました。1番のところにありますように、ゆとりライフ、それから、津和野にすも一家、この2グループが参加表明があったということでございます。

それから、入居の申し込みにつきましては、3番目のところにありますように、平成30年8月13日から平成31年2月の8日まで、この募集を行ったということでございます。

事業所の選定に当たりましては、この2グループについて優先交渉権者の決定ということで、事業者選定審査会というのを開いております。

これについては、平成30年の11月の30日に事業者選定審査会を行ったということでございます。

この結果、ゆとりライフにつきましては、代表企業が長嶺建設株式会社、構成企業が石川建築設計室ということで、総合評点については99.91点。

内容につきましては、提案価格に係る部分が29.91点、提案内容に係る部分が70点ということで、合計が99.91点ということでございます。

もう一方の津和野にすも一家でございますが、代表企業が株式会社日成建設、構成企業は河田地所株式会社、有限会社山本建設ということでございます。

価格点については30点、提案内容評価点については69.52点ということで、総合評点については99.52点ということで、ゆとりライフのほうを優先交渉権者として決定をさせていただいたということでございます。

一方、入居者につきましては、この31年2月8日までのところで、申し込み件数が4件あったということでございます。

この選定審査会というのを入居者審査委員会というのを平成31年の2月の24日に行っておりますが、この申し込みのあった1件について、御連絡も差し上げたんですが、そういったところに出席がされなかったということで、31年3月1日までいろんな郵便等による方法等用いて入居の審査の御案内も差し上げたんですが、結局のところ無連絡というようなところで、3件について審査を行い、3件について決定をさせていただいたということで、入居者については当初4件を予定しておりましたが、今回、入居希望のあった3件について決定を行わせていただいたということでございます。

当初予算の予算審査特別委員会のところで、当初、この本体施設については整備費として、1億720万6,000円の計上をさせていただいておったところでございますが、この1件について辞退というようなことになりまして、3件を建設させていただくということで4番目の契約代金のところ、税込みで9,423万円という金額で、今回、事業契約の締結をさせていただきたいというところでございます。

今回、本体施設整備費9,072万円、維持管理費が351万円ということで、当初予算から比べますと約1,600万円減額ということでございます。

財源については、この本施設整備費9,072万円に係る部分でございますが、起債、過疎債でございますが、これが6,600万円。それから、県交付金でございますが、これは島根定住推進住宅整備支援事業ということで、新築住宅について407万円の1棟当たり補助がございます。これについて3棟分を乗じたもの1,221万円を予定をしているということでございます。残りについては一般財源ということで1,251万円ということでございます。

事業期間につきましては、令和元年の本日、議会の議決を受けた後に事業を開始させていただきまして、建設までのところを令和2年3月20日までのところで行いたいというところでございます。それで、指定管理のところにつきましては、令和2年4月1日から25年間ということで、令和27年3月31日までということでございます。

1枚めくっていただきまして、資料3の1でございます。

これ、平面図ということで、実際、これ、250分の1ということで記載されていますが、縮小して印刷をしておりますので、この縮尺についてはちょっと参考ということでごらんいただきたいと思います。この図面、資料3の1という右側のところが、この主要地方道津和野田万川線、上側が津和野方面に行くところ。それから、この資料3の1の下側のほうが木部のほうへ向かっていくということ、右側の資料3の1のすぐ下に道路が走っておりますが、これが寺田方面に抜けていくところということで、山入のところのちょうど角に当たる土地ということで、住宅自体は主要地方道津和野田万川線に沿って3棟並んで建築する予定にしております。

その次のページは鳥瞰図ということで、イメージ的にはこんな感じということなんです。資料3の3のほうが、今からこの入居者でございますが、いずれもIターンで来られた方ということで、滋賀県、東京都、益田市ということで3家族でございます。それぞれ3人家族で、お子さんがまだ1歳、赤ちゃんですが、そういった形の中で構成された家族が、この3世帯ということになります。

今回、議会の議決をいただいた後に、この資料3の3にありますような平屋建てプラン、それから今回から2階建てプランというのをおわせてプランの中に入れてさせていただきました。金額的には、先ほどの事業契約の金額で行わせていただきたいと思います。プランについてはこういった中から、今回、決定させていただいた入居者の方がそれぞれ事業者と協議を行いまして、どういった家にするかというところは選んだ後に建設を始めるというような形になります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 3棟ということですけど、恐らく、これ、木造は木造というふうに思いますが、この中で高津川流域産の木材とかそういったものを使うと

というような、そういう項目は町として出しておられるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 事業者選定に当たっては、これ、事業実施方針にも記載させていただきましたが、高津川流域の木材を使用するということ所で審査も行い、その辺については割合的なところございますが、2グループともその木材を使うということで審査の中身の評点項目として上げているということでもあります。

先ほど、県の補助金ということで御説明しましたが、加算額というのが407万円のうちにあるんですが、大体1棟当たり350万という補助上限の中で、加算として県産木材を使った場合は50万、それから石州瓦を使った場合7万円ということで、合計350万にそういった加算額を57万円プラスして407万ということで、私どもとしては、先ほど議員が御指摘になられたような県産材高津川流域というところで、補助金の交付申請も行わせていただくということで考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 確認をさせていただきたいと思いますが、農地の転用、住宅になるということがございますので、この申請手続なり承認について、どのようなことになったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘になられたところの手続については、農地転用と農業委員会と御相談をさせていただいて、売買のほう、平成30年度の予算で、この土地についてはお2人の所有者でございますが、購入をさせていただいているということでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっと、数字が小さくて見えにくいんですけど、今回の有効敷地面積は500に近い数字が並んでおりますけど、従来の過去の実績に比べて面積が400平米ぐらいかなと思っておりましたが、500平米もあるようですけど、それは公平性はいいんですか。

それと、東屋という形で、今回、交流広場があるようでございますが、この辺は、東屋自体の建設費やらその周りの、その辺はどういうふうに負担というものがかわってくるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど御指摘いただきましたように、有効敷地面積は450平米から476、498平米ということで、先ほど御指摘いただいたように400平米程度というところの部分からいうと、やっぱり若干大きくなっているということでもあります。

今回、4棟分の敷地として購入するというので、最初、2棟以上ないと所有者の方には、購入はしませんし、事業も行わないということで御説明をしておりました。2棟までのところでいくと、1人の所有者の、この土地の半分というのが購入ということになります。3棟以上になったときに、2人目の土地を購入させていただくというような形で、3棟分になると全体を購入しますというような形で、所有者にも御説明をさせていただいたということです。

この入居者審査委員会、お1人の方が辞退されるかどうかというのが、なかなか連絡がとれずにずっと待ちの状態であったというようなところも含めて、この事業契約自体はずっとちょっと今回の臨時議会のところでの御提案にさせていただいたというところでもございました。その間では、ここを3棟分で建てるべきなのか、それとももう1棟分を余白を残して追加募集をすべきなのかというところで、内部でも検討をさせていただいたということでもあります。

なかなか、この入居については、これ、半年以上いろんな、定住の催し物といいますか、イベント等にも、こういったつわの暮らし推進住宅の畑迫のぶさか団地ということで、御説明をしながら入居申し込みを受け付けてきたわけですが、結果的には4棟ぎりぎりのところで、基本的には3棟になってしまったということで、この後、この1棟を余白を残して、住宅の用地を確保しながら3棟をあらかじめ建てるというようなことを仮にしたとしても、あと1棟分についてはなかなか応募はないだろうという判断の中で、今回、この3棟について、この敷地面積の中で割り振りをさせていただいたというのが経過でございます。

したがって、この東屋のところも事業契約者といろいろ協議をさせていただいて、この経費については、先ほど御提案をさせていただいた9,423万のうちに入れ込んだ中で、ここの辺の土地の有効利用というのも図らせていただいたというのが今回の御提案ということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、東屋を建てるということでありますけれども、例えばこの土地にまた地元の人などが家を建てようとか何とか言ったときには、それを分譲してもいいような気がしますし、こういう東屋を建てるということもできなくなるような気がしますし、これ建てなきゃいけないものなのか、そこら辺が理解できませんが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 3棟ある中で、1世帯3人の御家族がここに住まわれるということで、ある程度、そういった方々、子供さん等が遊び場というような形も含めて、東屋というのは、これ事業者側からの提案ということも含めて、ここに記載させていただいているということでもあります。分譲して残りというところも、議員の御指摘で、これ、ありますが、今回はこのつわの暮らし住宅については、

この土地の中で完結する形で事業契約を締結させていただきたいということで、御提案させていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（10番 後山 幸次君） 1点ほどお伺いしますが、農業用排水、木部でもいろいろ問題になりましたが、そういったところの何はもう調査されて、農業用水路に排水が出るような構造にはなっておらんと思うんですが、そこはどうでございますか。それと、土地の、木部みたいに増したということはないとは思いますが、どのような状況のものであったのか、もとは田んぼであったのか、どうでありますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 水路については、今、実際にある左側の、図面の左側になりますが、ところへ3棟分の水を流すというような形で、今、計画をしております。ここの辺については、農業用の水路に流せないようにということでは私どもも配慮しながら、こっちの左側のほうで直接川に行くような形を、今、とっているということでもあります。

それから、土地の、これ、事前に事業者審査を行うときは、何カ所か穴を掘った中でどういった地盤であるかということでは、ある程度、事業者のほうからも説明を受けて、この土地について承知をしておるところでございます。

何カ所か穴を掘ってということではございますので、基本的にはこれは田んぼということではございますが、そういったところではそういった補強のところまで必要かどうかということも含めて、この事業者のほうで事業計画を練られたところはお聞きしておりますので、木部のようなところの、例えば家があって、燃えてその廃材があるというようなところは、現在のところ、私どもも承知をしてないということではございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第80号事業契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 7. 議案第 8 1 号

○議長（沖田 守君） 日程第 7、議案第 8 1 号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 8 1 号でございますが、津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、議案第 8 1 号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

この条例は、津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

内容につきましては、1 枚はぐっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。この改正のポイントにつきましては、昨年 6 月議会だと記憶しておりますが、この日原賑わい施設の母屋及び蔵につきまして、開発センター等が使用できないということで、会議室が日原地区、不足するという中で、まず暫定的に使える母屋と蔵につきまして設管条例を設けまして、当面の間使える体制を整えたというところでございました。今回、その条例を指定管理による管理運営ができるという形にも検討できるという形の想定をいたしまして、設管条例の改正をさせていただくというものでございます。

まず、第 3 条につきまして、改正案のほうで管理運営という形にさせていただきまして、津和野町長が管理をしております部分を、指定管理者が管理をできるものとするという形にさせていただきます。

続きまして、第 4 条で指定管理者が次に掲げる業務を行うものとするという形で、それぞれ管理運営に関する業務について定めさせていただいておるところでございます。

第 5 条では、利用申請という形で指定管理者に申請をして、その承認を受けて使用するということでございます。

第 6 条で、利用料でございますが、拠点施設のうち母屋棟、蔵棟、カフェ棟 1 階部分及び広場を占有して利用する者は、別表に定める額の利用料を指定管理者に納めなければならない。ただし、拠点施設の利用者が、占有時以外に一時的に母屋棟及びカフェ棟 1 階部分を利用する場合は、この限りではない。という形で定めさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、要は、この母屋棟及びカフェ棟等につきましては、今後、図書館が運用開始しますと、図書館の本あたりもそこで自由に読んでもらうこともできます

という形を、当初より計画の中で地域住民の皆さんと話す中でも検討して進めておりましたので、そういった趣旨で、一団体や一個人が占有していない場合は無料で使えるという形を、ここで明記をさせていただいておるといふところでございます。

続きまして、2項でございますが、利用料は別表で定める。後ほど説明させていただきたいと思っております。

指定管理者は、参考としまして、利用料の額を定めるとき及び変更する場合は、町長の承認を求める必要がございます。

また、指定管理者は、町長の承認を受けた基準により、利用料の減免を行うことができるということでございます。

最後に、第5項としまして、利用料は、指定管理者の収入とすることができます。

利用の制限につきましても、指定管理者が、第7条で、利用の制限を行うことができるものとしております。

最後、別表としまして、母屋棟につきましても、さまざまな利用をするパターンを踏まえまして利用料金の幅を設けております。母屋棟につきましても、1時間につき500円から1万円、蔵棟につきましても1時間につき300円から3,000円、蔵棟2につきましても1時間300円から3,000円、カフェ棟1階部分につきましても300円から3,000円、さらに広場につきましても300円から3,000円という形で設けさせていただきました。この価格帯の中でさまざまな状況に応じて、指定管理者のほうで利用料を設定をしていただきたいというふうを考えております。

1枚戻りまして、この条例は、附則としまして、公布の日から施行をするということでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 使用料のところ、各蔵棟とかカフェ棟とか、1時間につき300円から3,000円と、こうなっていますよね。これ、時間は1時間につきでしょう。それで300円から3,000円って、どういう差があるんですか、ここ。時間で差があるならあれですけど、1時間につき……どういうことですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 1時間につきという形で、1時間単位で設定をという形に一応させていただいております。これは、夜、昼、別の方が使うというような場合もあると思っておりますので、1時間単位というほうが使いやすいかなというところでございまして、あと、この利用料金に幅がございますのは、まず基本的に町民の皆さんがお使いになれるか、町外の方がお使いになれるかというようなことも一つあると思っております。基本的にまずこの施設、公民館的な位置づけにはしておりませんので、

管理運営する上でも、やはりある程度自立を目指していくというところでは、使用料を一定額いただくということは想定をしたいというふうに思っております。

その中で申しあげました町内の方や町外の方がまず使われるか。さらには、営利のために使われるか、非営利で使われるかということもまた考える必要があると。さらには、公的な、町を含めた公共的な場合で利用する場合もありましょうし、さらには順公共的な自治会とかというような形もあるかもしれません。その上で、もう一つ考えれば、一個人が使われるというようなこともありますので、さまざまな場合で料金設定のパターンが出てくるのではないかとということがありますので、より指定管理者が、今後、管理をするということになりますと、この幅の中でいろいろな設定ができるという形で幅を持たせていただいております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 同様の質問なんですけど、この母屋棟1万円というのが、先ほど言われた有料とは思いますが、これは指定管理者に全部お任せで別に規定はないわけ、どういうことで5,000円、指定管理者がみな決定するわけですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましては、第6条の第3項でございますが、指定管理者は、利用料の額を定めようとするとき、または既に定めた利用料の額を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない、ということになっておりますので、当然、設定する上では、指定管理者という形で管理運営をしていただくことになりましたら、利用料金については、町、我々も含めまして、一緒に相談をしながら適正な価格を設定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 公民館とは違うということを言われましたけど、最初に開発センターが使えないということも理由に上げられていたので、開発センターのかわりものもできるまでは、町民は公民館と同じような感覚で利用されると思うんですが、公民館の場合は、たしか冷房・暖房費だけで町民が使えると思うんですが、その辺の考慮はどうなります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 確かに、おっしゃるとおりでございますが、その部分で回しますと、先ほど申しあげました第6条の第4項でございますが、指定管理者は、町長の承認を受けた基準により、利用料の減免を行うことができる、ということになっておりますので、議員のおっしゃるように、暫定的にまだ日原地区の会議室が少ない状況が続いたときは、そのあたりは、やはりそういった特例を設けて、ある程度対応していくことも必要ではないかということも想定しております。

○議長（沖田 守君） ほかに。4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） カフェ棟の位置づけなんですけども、これ、指定管理者に全部一括して、ばんとして営業を任すわけなんですけど、カフェ棟で喫茶店で営業するわけで、お金取るわけですよ。そうしたときに当然免許が要るわけだし、保健所の免許が要ったりとか等々すると、これで見ると利用料でいっていますよね。そのあたりの食事とかなんとかを出すということになると、どういうふうにしていくのかということ。それから、前のとき、たしか、ケーキとか何か出すときに、地域おこし協力隊の者にそういう特技を持った者がおるんで、みたいなことを言っているんですけど、当然、もう指定管理になりますから地域おこし協力隊は入ってこないというふうに思うんですけども、このあたりはどのようになっています。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほど申し上げましたように、カフェ棟については1階部分について使用料ということで考えております。あれは2階建てになっておりますので、喫茶軽食という部分については2階の部分であるということで、2階部分については特に使用料というより、そういった営利の目的をする中の飲食を出すことによつての収入があるということで、ここでの使用料ということは想定をしておらんと。ただ、敷地内でテイクアウトしたものを持ち出して食べられることは、これはもう自由でございますので、そのときに1階を使われようが、これは使用料という形にはならないかもしれませんが、要は占用して使われるということであれば使用料をいただくということでございますので、2階部分については、要は使用料は想定をしておらんとということでございます。そういう、メニューを出した上での収入を得るという形で考えております。

それから、地域おこしの件でございますが、できますれば、今回この指定管理者として何らかの団体が応募いただいて、議会の御同意もいただいて、指定管理者として認定をしていただいた上では、町としましても日原の賑わいを創出する拠点であるということで、なかなか中心部の空洞化がより進んでおるような状況もございまして、何らかとにかくここにも人を呼び込みたいという思いもございまして、そういった部分で町より指定管理者の団体のほうに集落支援になるように派遣をするという形で、運営について支援をしてまいりたいという思いは持っておるということでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君、引き続いてどうぞ。

○議員（4番 道信 俊昭君） 2階部分を有料の喫茶店等にするということは、この部分、当然、指定管理者に任せるんでしょうからね。これは当然、保健所の許可等もって有料でやるということだから、1階部分と2階部分、全く分けるということなんでしょうね。この指定管理者が、まあ、どういう方になるかわからないんですけども、免許持っていないということは、当然、想定されないわけなんですけども、当然、取ってもらおうと。今からこの許可も申請していくんじゃないかなと、もう申請したん

かもわからんですけども、申請していくんじゃないかなと思うんですけども、何かごちゃごちゃになっているような気がしてかなわない。

もう一つごちゃごちゃは、地域おこし協力隊を派遣として送るということは、指定管理者にとったら人件費は要らんという見方を、今、言われたんかなというふうに、気がするんですけど、そのあたりどうなんです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、そういうことで営業に関する保健所等の許可が必要な部分については、今後、指定管理団体が設立された上で、指定管理者としての申請をされて、議会の承認をいただいて、指定管理が決定した段階でそういった手続に入っていくという形になるのではないかというふうに思っております。

それから、先ほどありました集落支援員なりの派遣につきましては、先ほどるる申し上げましたが、やっぱり目的としてこれが町も一緒になって、官民が一緒になってここまで計画を練ってきた中でございまして、何とかその日原地区のこの賑わいを取り戻すという部分では、そういう、応援する団体ができたら、その団体を支援するという部分での集落支援員の派遣ということは、ある意味、その志の部分からも整合性がとれるのではないかという思いでおりますので、派遣をさせていただきたいという思いでございまして。

ただ、それ以外の部分で、当然、アルバイト等、またパートさん等の必要が出てきた場合は、その部分については、そういった部分で利益を上げる中で、その部分に充当していくということは、当然、想定されるものかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 地域おこし協力隊の人が入っていくのは、趣旨が地域をおこすためだから人件費は要りませんよ、町が見ますよということになるんですよ。これほかの事例でこんなことがあるのかなみたいなことが、ちょっと一つ疑問。

もう一つは、その他の団体と書いてあるんですけど、その他の団体という定義づけはどこにあるんです。例えば、2人集まれば団体ですよ。だから、例えばNPOという資格を、そういうものを持つのを団体とするのか、誰でもいいから2人集まりや団体なんだというふうな解釈をしてもいいのか、このあたりを最後にお聞きします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） その他の団体というような部分につきましては、まず、指定管理者が派遣をされるというようなことについては、他の事例、ちょっと今すぐぱっと何かということは想定が、思い出せない部分もあるんですが、ある程度あるというふうに認識はしております。

それと、先ほど申されましたその他の団体とかいう分につきましては、指定管理者の制度の中でも、例えば自治会が指定管理者になって、ぱっと今、思い出すのが下左鐙の雄滝・雌滝という観望施設がございまして、そちらあたりは自治会が指定管理者として

受託をして維持管理をされるというような例ありますので、そういったものがその他の団体に入ってくるのではないか、法人格を持っておらんとしますので、入ってくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） この建物も大体、全て完成したようでございますけれども、以前でも使おうと思うと、合併浄化槽といいますか、浄化槽などが使えないということでトイレが使えないような状況であったわけでありまして、指定管理団体が決定してそこから公布して施行していくのか、今でも藩校などは使っているんじゃないかと思いますが、例えば指定管理団体が決定しない前でももう申請すれば使うことができるのか、一体いつから使えるのか、そういうところもあわせてお答えいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） あくまでも、今回、指定管理の導入に向けての改正でございますが、第3条でも、指定管理者が行うことができるものとするということでございますので、現時点では直営で管理をしておりますし、その後も指定管理者が決定するまでは町が管理をするという形になると思います。現状でも、議員御指摘のとおり、二つの団体やその他の団体でも使用したいということで申請をされた例がございますので、積極的に使っていただいて、現時点では、現在の使用料の規定でやらせていただいておりますし、今後これが決まった上では、まだ指定管理が決まるまではこの幅自体の中で考えるということでございますので、余り、当然、高額なことにはならないと思っておりますので、その中で町長の決済を受けた上で、決定した上で御利用を積極的にしていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第81号津和野町日原賑わい創出拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

#### 日程第8. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第82号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第82号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ3億3,720万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億6,120万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第82号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で3億3,720万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをお開きください。

総務費の地域情報化推進事業費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、第3期F T T H化工事に係る鹿足郡事務組合負担金3億3,724万9,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして予備費でございますが、予算調整といたしまして4万9,000円を減額計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

町債の総務債でございますが、過疎対策事業債といたしまして、第3期F T T H化工事に係る3億3,720万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わり、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第82号平成31年度津和野町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 報告第1号

○議長（沖田 守君） 日程第9、報告第1号平成30年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号平成30年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第1号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

平成30年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費の会計年度任用職員制度導入のための例規支援業務委託料でございますが、新制度に伴う例規整備に不測の日数を要したため194万4,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年7月末を予定しております。

次に、第2次津和野町男女共同参画計画ダイジェスト版印刷業務でございますが、計画策定に不測の日数を要したため、25万4,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年5月末を予定しております。

次に、老朽危険空き家等解体工事でございますが、所有者の合意を得るのに不測の日数を要したため、378万円を繰り越すものです。終期は、令和元年5月末を予定しております。

次に、鹿足郡事務組合負担金でございますが、鹿足郡事務組合発注のFTTH第1工事エリア撤去工事、第3期エリア調査設計業務に不測の日数を要したため、1,325万5,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年9月末を予定しております。

次に、津和野城山整備事業支援業務委託料でございますが、事業箇所が各種法令により制限された場所であり、それぞれを所管する関係機関との協議に不測の日数を要したため、1,208万9,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年5月末を予定しております。

次に、農林水産業費のアユ種苗生産施設整備事業でございますが、県西部地震、7月豪雨災害と不測の事態が発生し、県関係機関の審査終了に不測の日数を要したため、221万9,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年12月末を予定しております。

次に、商工費の日原賑わい創出施設整備事業でございますが、建設費の他工事との調節に不測の日数を要したため、1,892万4,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年6月末を予定しております。

鷺原観光公衆トイレ下水道接続工事でございますが、他機関との計画調整に不足の日数を要したため、42万4,000円を繰り越すものです。終期は令和元年5月末を予定しております。

歴史的風致維持向上事業でございますが、他機関との計画調整に不測の日数を要したため、1億4,022万7,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年12月末を予定しております。

次に、土木費の地籍調査事業費でございますが、一筆調査実施地区に隣接する次期地籍調査予定地区との境界調整に不測の日数を要したため、1,120万円を繰り越すものです。終期は、令和2年3月末を予定しております。

道路橋調査業務委託料でございますが、塗装皮膜採取を行うための支障木撤去交渉調整に不測の日数を要したため、241万4,000円を繰り越すものです。終期は、令和2年3月末を予定しております。

道路新設改良事業でございますが、日原停車場線におきましては、近接のJRとの協議に不測の日数を要したため、ほか4路線と合わせて9,318万円を繰り越すものです。終期は、令和2年3月末を予定しております。

道路長寿命化対策事業でございますが、旭橋耐震工事において漁業組合より水質汚濁防止対策について見直し要請があり、その調整に不測の日数を要したため、4,530万7,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年7月末を予定しております。

中座団地ストック改善事業でございますが、事業実施に当たり住宅建物の耐震診断が義務づけられたため、耐震診断に不測の日数を要したため、3,229万2,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年6月末を予定しております。

土井敷団地ストック改善事業でございますが、建物の構造確認及び雨水排水路の沈下対応に不測の日数を要したため、1,186万4,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年5月末を予定しております。

青原住宅集会所建設事業でございますが、県道との取りつけや建築基準法に係る敷地造成ののり面対応に不測の日数を要したため、1,758万8,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年10月末を予定しております。

次に、教育費の青原公民館駐車場整備工事でございますが、土地建物の所有権移転登記に不測の日数を要したため、130万円を繰り越すものです。終期は、令和2年3月末を予定しております。

藩校養老館修理活用事業でございますが、予想以上に建物の損傷が進行しており、実施設計業務に不測の日数を要したため、4,051万6,000円を繰り越すものです。終期は、令和2年3月末を予定しております。

次に、災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、林道笹山山入線の残土場の整地に一部地権者より変更の申し出があり、修正作業に不測の日数を要したため、994万5,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年7月末を予定しております。

現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、町道小倉谷支線において、事業の支障となる占用物件の撤去移転について同意が得られず不測の日数を要したため、ほか3路線と合わせて2,085万8,000円を繰り越すものです。終期は、令和元年9月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 課長、今ね、土木費の道路長寿命化事業4,530万7,000のこの繰越額は、令和元年7月末ちゅうて、今、言われた。（発言する者あり）これは橋梁でしょう。（「旭橋です」と呼ぶ者あり）これ、高津川漁協は、この6月、7月に工事させますか。繰り越しのときの説明で、3月末でもって高津川に工事が入れられないから繰り越しという説明だったよ。それができるの。

じゃあ、担当課長でもいいよ、どうなの。建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 今、聞いているのは7月末と私も聞いておりますので、7月まで。

○議長（沖田 守君） できる。

○建設課長（益井 仁志君） はい。

○議長（沖田 守君） そう。

○建設課長（益井 仁志君） はい。

○議長（沖田 守君） そんなら、3月末で高津川が工事でやれないからちゅうていうことやったが……。 （発言する者あり） えっ。（「休憩して」と呼ぶ者あり） どうぞ。（「休憩」と呼ぶ者あり） そうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり） ちょっとしばらく休憩します。

午前10時28分休憩

.....  
午前10時38分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き、引き続き会議を始めます。  
建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 先ほどの繰り越しの道路長寿命化対策事業、橋梁の事業の終期の件でございますが、先ほど確認しましたら、一応、やっぱりアユの漁期等もあるということで、令和2年3月末という形で訂正をさせていただきたいと思っております。大変、済みませんでした。

○議長（沖田 守君） 以上、報告は終わりましたが、質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

---

### 日程第10. 報告第2号

○議長（沖田 守君） 日程第10、報告第2号平成30年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号平成30年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、報告第2号について御説明をいたします。裏面をごらんいただきたいと思っております。

平成30年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。特定環境保全公共下水道事業でございますが、792万9,000円を繰り越すものです。

事業の内訳としましては、津和野町汚水処理整備計画策定業務としまして、下水道整備に伴う汚水処理方法等を検討するに当たり、現在の計画の整備及び現地状況の把握等に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となり659万9,000円を繰り越すもので、終期は、令和2年3月末を予定しております。

また、下水道事業舗装復旧工事としまして、下水道布設工事完了後に工事発注を予定しておりましたが、地元調整及び関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり133万円を繰り越すもので、終期は、令和元年6月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい。

---

### 日程第11. 報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第11、報告第3号平成30年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号平成30年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書を調整しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、報告第3号について御説明をいたします。裏面をごらんいただきたいと思えます。

平成30年度津和野町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

県道津和野田万川線道路改良工事に伴う配水管移転工事でございますが、県施工の工事におくれが生じ、水道管を布設する箇所が工期内に完成せず、工事が施工できないことから年度内完了が困難となり300万円を繰り越すもので、終期は、令和2年3月末を予定しております。

次に、日原第4水源池浄水場施設整備工事でございますが、設計段階での浄水方法の変更に伴い関係機関等の協議等に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったことにより1億4,703万9,000円を繰り越すもので、終期は、令和元年8月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上、報告を終わります。

特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

---

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第3回津和野町議会臨時会を閉会します。大変御苦勞でありました。

引き続き、全員協議会を開催したいと思います。それでは、10時50分から開会することにいたします。

午前10時43分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員